

## 六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区（別図1参照）において、都市型創造産業に資する事業（以下、「事業」という。）を実施する事業予定者を事業者として認定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において「事業者（事業予定者）」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 事業を自ら行う（行おうとする）者
- (2) 自己が使用する権原を有する不動産において、第三者に事業を行わせる（行わせようとする）者

### (認定の対象となる事業・用途)

第3条 認定の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 別表1に示す事業
  - (2) 前号の事業を行う者が利用するレンタルオフィス、会議室等のレンタルスペース又はコワーキングスペースを営む事業及びこれらに付随して宿泊等のサービス提供を行う事業
  - (3) その他市長が必要と認める事業
- 2 前項の事業にかかる建築物の用途は、事務所（宿泊が可能なものを含む）とする。

### (申請)

第4条 事業予定者は、都市型創造産業事業者認定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長（神戸市経済観光局観光企画課）に提出しなければならない。第5条の認定にかかる建築物を使用する権利を承継した者が、当該建築物を使用して事業を行おうとするときも、同様とする。

- (1) 事業の位置図
- (2) 事業にかかる土地・建物の登記簿
- (3) 事業計画書
- (4) 第2条に掲げる者の事業内容を確認できる会社定款、会社案内その他の書類
- (5) 建物の計画概要書
- (6) 事業予定者が想定している交通手段を記した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第1号に掲げる者が、第5条の規定により認定を受けた後に、第三者に事業を行わせる場合には、第2条第2号に掲げる者として、市長が指示する書類を添えて、改めて申請しなければならない。

### (事業者の認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受け付けた場合には、当該申請に係る書類の審査及び現地調査により、以下に掲げる全ての要件を満足していると認められる場合には、これを認定し、事業予定者に通知するものとする。

- (1) 事業計画が、第3条の規定に適合していること
- (2) 事業計画が、自然公園法、都市計画法、建築基準法、風致地区における建築等の規制に関する条例その他の法令及び条例等に適合していること
- (3) 事業計画における建物が、申請地周辺の自然環境及び景観と調和のとれた規模、設計、構造、外観であること

- (4) 事業計画が、申請地周辺における交通の機能を阻害する恐れがなく、交通の安全に配慮されたものであること
- (5) 事業計画における建物の規模及び内容に応じて、道路その他必要な公共施設等を事業予定者自らが整備するものであること
- (6) 事業計画における建物の規模及び内容に応じて、適切な規模の駐車場を確保していること

(事業の変更)

第6条 前条の規定により認定を受けた事業者が、対象となる事業の変更を行う場合は、予め、市長が指示する書類を添えて、当該変更の申請を行い、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の認定については、前条の規定を準用する。

(状況報告等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。また、市長は、必要があると認めるときは、現地調査（建物内部の調査を含む）を行うことができる。

2 第2条第2号に掲げる事業者は、建物の使用状況を毎年市長に報告するほか、必要に応じて市長の求めに応じて報告しなければならない。

(事業に係る建築物の使用制限)

第8条 事業者は、事業にかかる建物を、認定を受けた事業・用途以外で使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、事業が次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

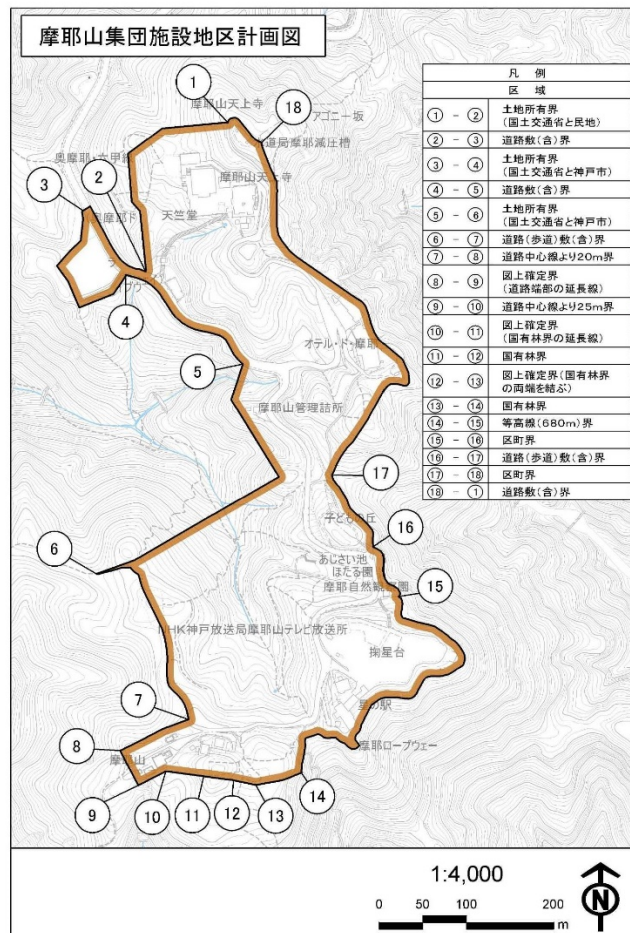
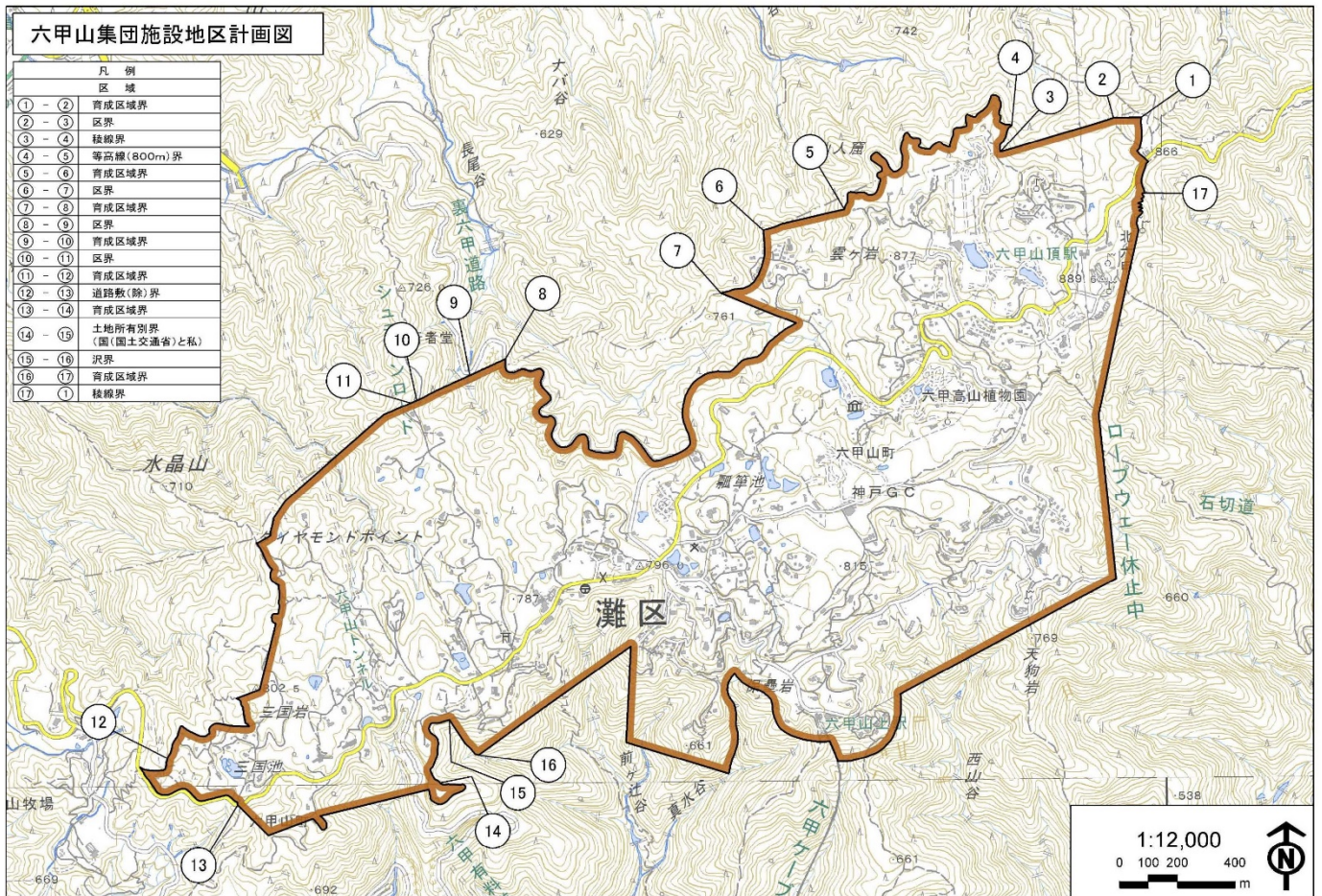
- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 事業が第5条又は第6条の認定の要件に反したとき。
- (3) 第5条又は第6条の認定を受けた事業者が、認定にかかる建築物の所有権の一部又は全部を第三者に譲り渡したとき。
- (4) 第8条の規定に反したとき。
- (5) 市長の付した条件または指示等に従わなかったとき。

令和元年12月1日施行

令和4年1月19日改正

令和6年10月1日改正

(別図1)



(別表1)

事業

ソフトウェア業	
	受託開発ソフトウェア業 組込みソフトウェア業 パッケージソフトウェア業 ゲームソフトウェア業
映像情報制作・配給業	
	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く） テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く） アニメーション制作業 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
音声情報制作業	
	レコード制作業 ラジオ番組制作業
新聞業	
	新聞業
出版業	
	出版業
広告制作業	
	広告制作業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
	ニュース供給業 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
デザイン業	
	デザイン業
著述・芸術家業	
	著述家業 芸術家業
経営コンサルタント業、純粋持株会社	
	経営コンサルタント業
その他の専門サービス業	
	翻訳業（著述家業を除く） 通訳業、通訳案内業
広告業	
	広告業
土木建築サービス業	
	建築設計業
写真業	
	商業写真業